

別表（第3条関係）

1. 補助事業	2. 補助対象経費		3. 補助率	4. 補助限度額	5. 事業期間	
	経費区分	内容				
【最先端技術挑戦型】 将来的に地域への普及が期待される高度な最先端技術（ＡＩ・ロボット等）を活用した新たな商品・サービスの開発・実証による地域課題解決等に資する事業	共通	1 直接人件費	2／3			
		2 ソフトウェア開発環境使用料及び購入費				ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）及び購入費（取得金額３０万円未満のものに限る）
		3 委託費				自社で不可能なソフトウェア等の開発の一部について、外部委託に要する経費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。）
		4 機械装置・工具器具費				開発に必要な機械装置・工具器具類の購入（取得金額３０万円未満のものに限る）、借用に要する経費。
【地域実装定着型】 開発・実証後に県内（地域）での定着が見込まれる、先端技術を活用した新たな商品・サービスの開発・自治体と連携した地域実装による地域スマート化に資する事業	共通	5 減価償却費	1／2	1，５００万円	最大 24か月	
		6 外部専門家受入経費				補助事業者が開発に関する専門知識や、開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等）
		7 その他				補助事業遂行のために要すると県が認める経費
		※補助対象経費全体に対する委託費の経費配分割合は、５０パーセント以下とする。				
		※機械装置・工具器具費、減価償却費については、量産用設備及び開発目的以外の利用も可能となる汎用性設備は対象外とする。				